

平成 26 年第 1 回（3 月）大磯町議会定例会

議 案 第 14 号 説 明 資 料

平成 27 年 2 月 17 日

大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1
介護保険料について	-----	2～4
新旧対照表	-----	5～11
関係法令（抜粋）	-----	12～15

福 祉 課

大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

○改正概要

「介護保険法施行令」等の改正を受け、第6期(平成27年度～平成29年度)の介護保険料を定めるとともに、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の成立により地域支援事業に関する規定が改正されたことに関する整備を図り、併せて介護認定審査会の委員の定数や介護予防事業の利用料を変更するため、規定の改正を行うものです。

○改正内容

1 介護認定審査会委員の委員定数増員

現行の条例では、委員の定数を20人以内と定めています。

今後の高齢者数の増、要支援・要介護認定件数の増に伴い、認定審査会の開催回数を増やす必要性に対応するため、委員の定数を30人以内に改正する。

2 介護保険料段階及び介護保険料の改正

介護保険法施行令、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成26年政令第397号)及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第135号)において第1号被保険者の保険料率に関する基準が改正され、負担能力に応じた保険料の区分設定にするため、保険料の負担区分を10階層から13階層に改正する。

また、第六期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、平成27年度から平成29年度までの介護サービスの見込み量をもとに総介護給付費を算出し、第1号被保険者の保険料負担額を算定した結果、年額保険料を改正する。【2ページ参照】

3 介護予防・日常生活支援総合事業の実施の猶予

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)において新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設等地域支援事業に関する改正が行われたが、同法附則第14条に基づき、地域支援事業の実施の猶予に関することを条例で定める。

猶予期間を平成29年3月31日までとし、平成29年4月1日までに事業を開始することとする。

4 介護予防事業の利用料の改正

現行の条例においては、介護予防事業については、一律300円を負担することと規定していた。より多くの高齢者に介護予防に取り組んでいただくために、介護予防の普及啓発に重点をおいた事業については無料とし、新たに条例に定める。

5 その他、関係法令の一部改正等による字句の修正を行なう。

介護保険料について

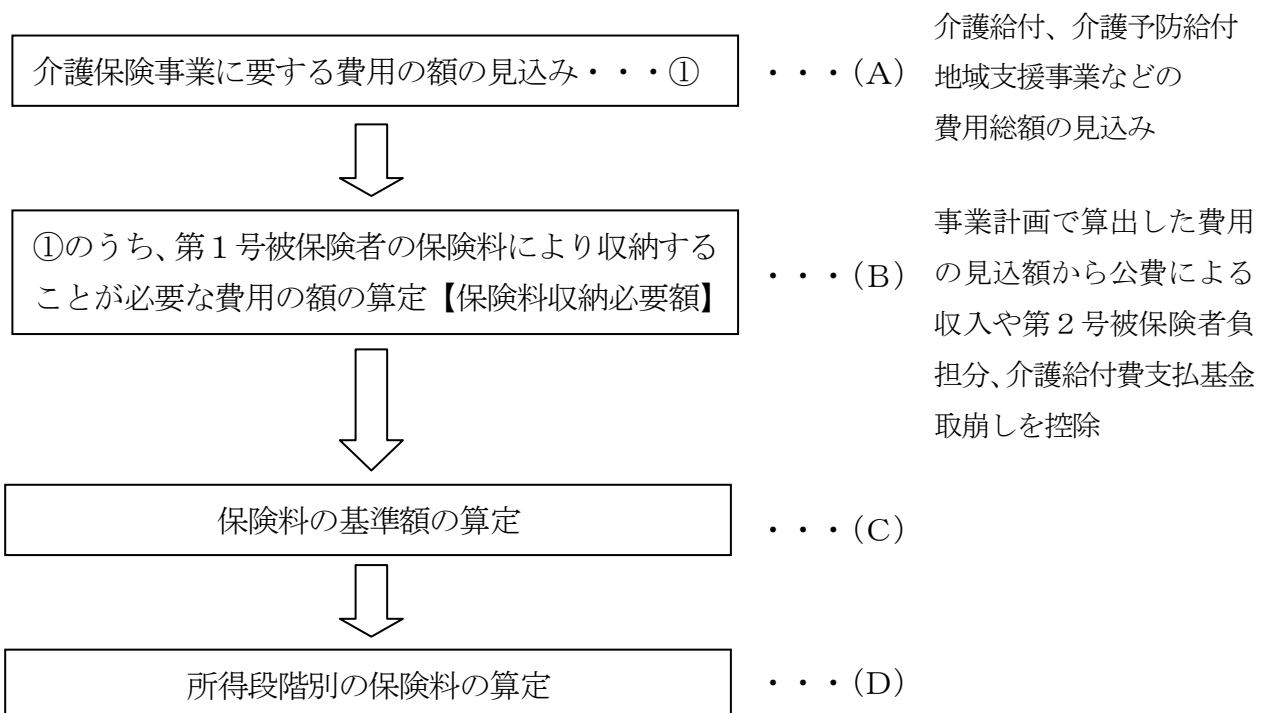
現行の10段階から13段階に保険料段階を変更。(介護保険法施行令第39条)

現行

改正後(案)

段階	負担割合	保険料(円)		段階	負担割合	保険料(円)
1	A×0.50	26,160	→	1	A×0.50	33,000
2	A×0.50	26,160		2	A×0.75	49,500
3	A×0.70	36,600		3	A×0.75	49,500
4	A×0.75	39,240		4	A×0.90	59,400
5	A×0.90	47,040		5	A×1.00	66,000
6 (基準)	A×1.00	(A) 52,320		6	A×1.15	75,900
7	A×1.25	65,400		7	A×1.20	79,200
8	A×1.50	78,480		8	A×1.40	92,400
9	A×1.75	91,560		9	A×1.45	95,700
10	A×2.00	104,640		10	A×1.65	108,900
				11	A×1.70	112,200
				12	A×1.85	122,100
				13	A×2.05	135,300

(3) 介護保険料算定の手順



(4) 保険料基準額、介護保険事業費、基金取崩し額等の推移と見込み

計画期間 項目 (円)	H15～H17 (第2期)	H18～H20 (第3期)	H21～H23 (第4期)	H24～H25 (第5期)	H27～H29 (第6期)
保険料基準額 (月額)	2,990	3,900	4,040	4,360	5,500
介護保険事業費	4,618,088,000	5,472,605,191	6,723,311,026	6,908,415,434	9,098,789,000
保険料収入 必要額	804,532,000	1,138,310,446	1,429,689,557	1,579,858,813	2,255,302,754
町基金取崩し額 ※1	0	13,734,000	50,000,000	40,000,000	0
財政安定化基金等 交付金 ※2	0	0	20,299,000	13,000,000	0

※1及び※2は保険料の上昇を抑えるために投入される財源

(5) 介護報酬改定

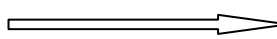
介護報酬改定率は2.27%の減となったが、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応を強化するための各種加算の充実や介護職員処遇改善加算の拡充が行われ、事業者の努力や工夫、サービス内容の充実により、実質の給付については増額となる要因も含まれた改定となった。

また、地域区分の変更により、当町の地域区分が「その他」から「6級地」となり、報酬に対する上乘せ割合が6%の地域となる。

【例】通所介護 ※要介護3、認知症の方が月に10日利用した場合

※厚生労働省のシュミレーション

現行 10万1,700円



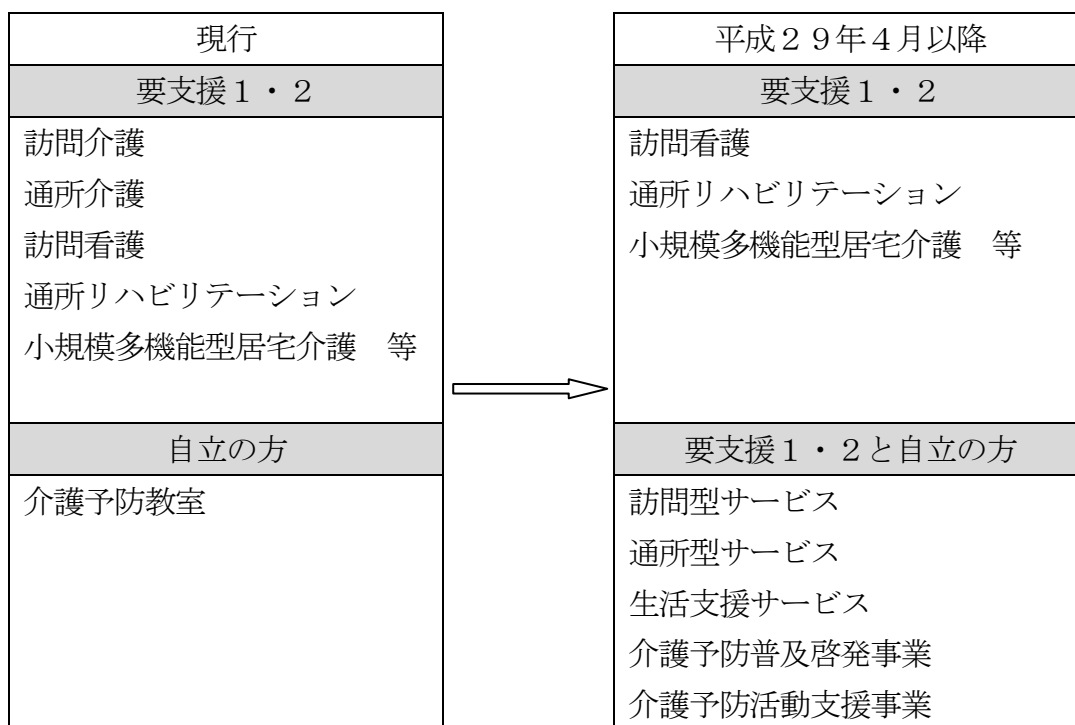
新規 11万970円

9,270円の増

介護職員処遇改善加算	1,900円
サービス提供体制加算	120円×10日
機能訓練	420円×10日
基本料	9,440円×10日

【新規】中重度者ケア体制加算	450円×10日
【新規】認知症加算	600円×10日
【増】介護職員処遇改善加算	4,270円
【増】サービス提供体制強化加算	180円×10日
【増】機能訓練	460円×10日
《減》基本料	8,980円×10日

(6) 要支援1・2と自立の方への給付やサービス



大磯町介護保険条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 省略 (介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第2条 大磯町介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、<u>30人</u>以内とする。</p> <p>第3条 省略 (保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成27年度</u>から<u>平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,400円</u></p> <p><u>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 66,000円</u></p> <p><u>(6) 次のいずれかに該当する者 75,900円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号の合計所得金額をいう。以下同じ。)が<u>120万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)<u>又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p><u>(7) 次のいずれかに該当する者 79,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>190万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)<u>又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ</u>に該当する者を除く。)</p>	<p>第1条 省略 (介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第2条 大磯町介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、<u>20人</u>以内とする。</p> <p>第3条 省略 (保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成24年度</u>から<u>平成26年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>26,160円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>26,160円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>39,240円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>52,320円</u></p> <p><u>(5) 次のいずれかに該当する者 65,400円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に<u>規定する</u>合計所得金額をいう。以下同じ。)が<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)<u>、次号イ又は第7号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p><u>(6) 次のいずれかに該当する者 78,480円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>400万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)<u>又は次号イに</u>該当する者を除く。)</p>

改正案	現行
<p>(8) 次のいずれかに該当する者 92,400円</p> <p>ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 95,700円</p> <p>ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 108,900円</p> <p>ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 112,200円</p> <p>ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 122,100円</p> <p>ア・イ 省略</p>	<p>(7) 次のいずれかに該当する者 91,560円</p> <p>ア・イ 省略</p>

改正案	現行
<p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>135,300円</u></p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項に規定する納期に<u>より難い</u>第1号被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。</p> <p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、<u>全て</u>最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくは<u>三、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号<u>から第5号</u>まで又は<u>第4条第6号から第13号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が<u>生じたとき</u>は、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>(8) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>104,640円</u></p> <p><u>2 令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、前項の規定にかかわらず、36,600円とする。</u></p> <p><u>3 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、第1項の規定にかかわらず、47,040円とする。</u></p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項に規定する納期に<u>よりがたい</u>第1号被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。</p> <p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、<u>すべて</u>最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくは<u>ハ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又は第4条第1項第5号イ、第6号イ若しくは第7号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号<u>から第4号</u>まで又は<u>第4条第1項第5号から第7号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が<u>生じる場合</u>は、これを切り捨てるものとする。</p>

改正案	現行
<p>(保険料額の通知)</p> <p>第7条 <u>町長は、保険料</u>の額が定まったときは、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。</p> <p>(督促及び延滞金)</p> <p>第8条 <u>町長は、納期限までに保険料を納付しない者があるとき</u>は、大磯町税外収入に対する督促及び延滞金条例（昭和54年大磯町条例第13号）の規定を適用して取り扱うものとする。</p> <p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6か月</u>以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、<u>家財</u>その他の財産について著しい損害を受けた<u>とき</u>。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が<u>死亡したとき</u>、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく<u>減少したとき</u>。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した<u>とき</u>。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他<u>これらに類する理由により著しく減少したとき</u>。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由がある<u>とき</u>。</p> <p>2 省略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる<u>者</u>に対し、保険料を減免することができる。</p>	<p>(保険料額の通知)</p> <p>第7条 <u>保険料</u>の額が定まったときは、<u>町長は</u>速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。</p> <p>(督促及び延滞金)</p> <p>第8条 <u>保険料を納期限までに納付しない場合には</u>、大磯町税外収入に対する督促及び延滞金条例（昭和54年大磯町条例第13号）の規定を適用して取り扱うものとする。</p> <p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6箇月</u>以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、<u>家財又は</u>その他の財産について著しい損害を受けた<u>こと</u>。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が<u>死亡したこと</u>、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく<u>減少したこと</u>。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した<u>こと</u>。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他<u>これに類する理由により著しく減少したこと</u>。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由がある<u>こと</u>。</p> <p>2 省略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる<u>もの</u>に対し、保険料を減免することができる。</p>

改正案	現行
<p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、<u>家財</u>その他の財産について著しい損害を受けた<u>とき</u>。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が<u>死亡したとき</u>、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく<u>減少したとき</u>。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した<u>とき</u>。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他<u>これらに類する理由により著しく減少したとき</u>。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由がある<u>とき</u>。</p> <p>2 前項の規定に<u>より</u>保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3 省略 (保険料に関する申告)</p> <p>第11条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、当該第1号被保険者の所得状況並びにその者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税の有無その他町長が必要と認める場合においては、次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びにその者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年度中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書又は同法第317条の6第1項の給与支払報告書又は<u>同条第4項</u>の公的年金等支払報告書が町長に提出されている場合においては、この限り<u>でない</u>。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、<u>家財又は</u>その他の財産について著しい損害を受けた<u>こと</u>。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が<u>死亡した</u><u>こと</u>、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく<u>減少したこと</u>。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した<u>こと</u>。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他<u>これに類する理由により著しく減少したこと</u>。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由がある<u>こと</u>。</p> <p>2 前項の規定に<u>よって</u>保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3 省略 (保険料に関する申告)</p> <p>第11条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、当該第1号被保険者の所得状況並びにその者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税の有無その他町長が必要と認める場合においては、次<u>の各号</u>に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びにその者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年度中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書又は同法第317条の6第1項の給与支払報告書又は<u>同法第317条の6第3項</u>の公的年金等支払報告書が町長に提出されている場合においては、この限り<u>ではない</u>。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

改正案	現行
<p>2 前項に規定する書類の提出のない第1号被保険者の属する世帯の世帯員については、市町村民税が世帯非課税であるとみなして第4条の規定を適用する。</p> <p>3 第1号被保険者であって、令第40条に規定する年金給付以外の年金給付を受給し、かつ、他に収入がないために税の申告が不要な者については、毎年度の市町村民税が課税されていないものとみなす。 (利用料)</p> <p>第12条 法第115条の45第5項の規定に基づいて徴収する利用料は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>2 利用料は、別表に掲げる事業に参加<u>申込み</u>の際、これを徴収する。</p> <p>3 既納の利用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限り<u>でない</u>。</p> <p>第13条～第15条 省略</p>	<p>2 前項に規定する書類の提出のない第1号被保険者の属する世帯の世帯員については、市町村民税が世帯非課税であるとみなして第4条 <u>(保険料率)</u>の規定を適用する。</p> <p>3 第1号被保険者であって、令第40条に規定する年金給付以外の年金給付を受給し、かつ、他に収入がないために税の申告が不要な者については、毎年度の市町村民税が課税されていないものとみなす <u>こととする</u>。 (利用料)</p> <p>第12条 法第115条の38第4項の規定に基づいて徴収する利用料は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>2 利用料は、別表に掲げる事業に参加<u>申込</u>の際、これを徴収する。</p> <p>3 既納の利用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限り <u>ではない</u>。</p> <p>第13条～第15条 省略</p>
<p>附 則</p> <p>第1条～第6条 省略</p> <p><u>(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第7条 法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。</u></p> <p><u>2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。</u></p> <p><u>3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。</u></p> <p><u>4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第6条 省略</p>

改正案

現行

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

別表（第12条関係）

利用料を徴収する事業		利用料
<u>法第115条の45第1項に規定する地域支援事業のうち要介護状態又は要支援状態になるおそれのある第1号被保険者に対して行う事業</u>	<u>通所型介護予防事業</u>	<u>1回につき300円</u>
	<u>介護予防普及啓発事業</u>	<u>無料</u>

別表（第12条関係）

利用料を徴収する事業		利用料
<u>法第115条の38第1項第1号に規定する地域支援事業のうち要介護状態又は要支援状態になるおそれのある第1号被保険者に対して行う事業</u>	<u>通所型介護予防事業</u>	<u>1回につき300円</u>

介護保険法施行令（抜粋）

発令　　：平成 10 年 12 月 24 日号外政令第 412 号

最終改正：平成 26 年 12 月 12 日号外政令第 397 号

改正内容：平成 26 年 12 月 12 日号外政令第 397 号[平成 27 年 4 月 1 日]

第三十九条 前条第一項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第九号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

- 一 次のいずれかに該当する者 十分の五を標準として市町村が定める割合
 - イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの（ロに該当する者を除く。）
 - (1) 市町村民税世帯非課税者
 - (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
 - ロ 被保護者
 - ハ 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの
 - ニ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。）
- 二 次のいずれかに該当する者 十分の七・五を標準として市町村が定める割合
 - イ 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下であり、かつ、前号に該当しないもの
 - ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。）
- 三 次のいずれかに該当する者 十分の七・五を標準として市町村が定める割合
 - イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しないもの
 - ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る

る部分を除く。)、次号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。)

四 次のいずれかに該当する者 十分の九を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。)

五 次のいずれかに該当する者 十分の十を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。)

六 次のいずれかに該当する者 十分の十を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。)

七 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。)

八 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号ロに該当する者を除く。)

- 九 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合
- イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）
- 十 前各号のいずれにも該当しない者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合
- 2 市町村は、前項の規定により、同項各号に定める割合、同項第六号イ、第七号イ、第八号イ及び第九号イに規定する額並びに同項第九号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分する場合には当該合計所得金額及び当該区分に応じて定める割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。
- 3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の基準額の算定について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項各号」とあるのは「次条第一項各号」と、「標準割合（市町村が第一項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）」とあるのは「割合」と読み替えるものとする。
- 4 前条第九項の規定は、法第百四十八条第一項の規定に基づき市町村相互財政安定化事業を行う市町村について前項の規定を適用する場合において準用する。

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（抜粋）

発令　　：平成 10 年 12 月 24 日号外政令第 413 号

最終改正：平成 26 年 12 月 12 日号外政令第 397 号

改正内容：平成 26 年 12 月 12 日号外政令第 397 号[平成 27 年 4 月 1 日]

（平成二十七年度から平成二十九年度までの第二号被保険者負担率）

第五条　平成二十七年度から平成二十九年度までの法第二百五条第二項に規定する第二号被保険者負担率は、百分の二十八とする。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（抜粋）

附則

第十四条　第三号施行日前に市町村が第三号新介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業を実施する者の確保が困難であることその他の事情により第三号施行日から同項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行うことが困難であると認めてその旨を当該市町村の条例で定める場合にあっては、第三号施行日以後第三号施行日から平成二十九年三月三十一日までの間において当該市町村（以下この項、次項及び附則第三十条において「特定市町村」という。）の当該条例で定める日までの間は、当該特定市町村が行う第三号新介護保険法の規定による地域支援事業については、第三号新介護保険法第百十五条の四十五第一項、第百十五条の四十五の二第二項、第百十五条の四十五の三（同条第一項の指定に係る部分を除く。）、第百十五条の四十五の四、第百十五条の四十五の七、第百十五条の四十五の八、第百十五条の四十六第一項（第一号介護予防支援事業に係る部分に限る。）、第百十五条の四十七第四項から第七項まで及び第九項、第百二十二条の二、第百二十三条第三項、第百二十四条第三項、第百二十六条第一項、第百五十二条並びに第百五十三条の規定は適用せず、第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第二項及び第七項、第百十五条の四十七第四項から第七項まで、第百二十二条の二、第百二十三条第三項、第百二十四条第三項、第百二十六条第一項、第百五十二条並びに第百五十三条の規定は、なおその効力を有する。

2　前項の場合において、特定市町村が行う介護保険の被保険者（当該特定市町村の区域内に所在する第三号新介護保険法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設に入所し、又は入居する他の市町村が行う介護保険の同条第三項に規定する住所地特例適用被保険者を含む。）に対する第三号新介護保険法の規定による保険給付について

は、当該特定市町村の前項の条例で定める日までの間は、第三号新介護保険法第八条の二第一項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十四条第三項の規定は適用せず、第三号旧介護保険法第八条の二第一項、第二項及び第七項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十四条第三項の規定は、なおその効力を有する。

- 3 第三号施行日前に市町村が第三号新介護保険法第百十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業を実施する医療に関する専門的知識を有する者の確保が困難であることその他の事情により第三号施行日から当該事業を行うことが困難であると認めてその旨を当該市町村の条例で定める場合にあつては、第三号施行日以後第三号施行日から平成三十年三月三十一日までの間において当該市町村の当該条例で定める日までの間は、当該市町村が行う第三号新介護保険法の規定による地域支援事業については、同項（同号に掲げる部分に限る。）及び第三号新介護保険法第百十五条の四十五の十の規定は、適用しない。
- 4 第三号施行日前に市町村が第三号新介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業を実施する者の確保が困難であることその他の事情により第三号施行日から当該事業を行うことが困難であると認めてその旨を当該市町村の条例で定める場合にあつては、第三号施行日以後第三号施行日から平成三十年三月三十一日までの間において当該市町村の当該条例で定める日までの間は、当該市町村が行う第三号新介護保険法の規定による地域支援事業については、同項（同号に掲げる部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 5 第三号施行日前に市町村が第三号新介護保険法第百十五条の四十五第二項第六号に掲げる事業を実施する保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者の確保が困難であることその他の事情により第三号施行日から当該事業を行うことが困難であると認めてその旨を当該市町村の条例で定める場合にあつては、第三号施行日以後第三号施行日から平成三十年三月三十一日までの間において当該市町村の当該条例で定める日までの間は、当該市町村が行う第三号新介護保険法の規定による地域支援事業については、同項（同号に掲げる部分に限る。）の規定は、適用しない。